

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	文化スポーツ部文化芸術振興課
内線番号	4219

No.	項目	内容
①	処分名	京都府立文化芸術会館における制限行為の行為承認
②	法令名	京都府立文化芸術会館条例施行規則
③	法令番号	昭和44年規則第41号
④	根拠条項	第7条第2項
⑤	処分権者	指定管理者
⑥	法令の定め	<p>(遵守事項等) 第7条 2 会館においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号から第4号までに掲げる行為について事前に管理者の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗に反する行為 (2) 火気の使用その他会館の施設等に危険を及ぼすおそれのある行為 (3) 宣伝、物品の販売、募金その他これらに類する行為 (4) その他管理者が会館の管理上必要と認めて禁止する行為</p>
⑦	審査基準	京都府立文化芸術会館使用承認事務処理要領
⑧	経由機関名	-
⑨	協議機関名	-
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 14日
	経由機関	-
	協議機関	-
	当該処分機関	14日
⑫	問合せ	文化スポーツ部文化芸術振興課(075-414-4219)
⑬	備考	